

以下の内容をよくお読みください。

(特別講習受講決定及び適用範囲)

- 第1条 申込者（特別講習申込書兼契約書（以下、「講習契約書」という。）の「申込者氏名（保護者）」の欄に記載された者をいう。以下同じ。）は、講習契約書及びこのシミズ個別指導教室特別講習約款（以下、「特別約款」という。）の内容を承諾のうえ、シミズ個別指導教室代表者 清水 大粹（以下、「当教室」という。）に対し特別講習の受講を申し込み、当教室がこれを承諾し受講に係るスケジュール表を申込者に通知し申込者からの変更の申込が別に定める期日までにない場合において、申込者生徒の特別講習の受講が決定され、また、本特別約款に係る契約が成立します。なお、契約は単価契約です。
- 2 本特別約款の適用の範囲は、特別講習スケジュール表で定める授業実施初日から起算して24日前から授業実施最終日までに当教室が実施する特別講習集団授業（以下、「集団授業」という）及び特別講習個別授業（特別講習スケジュール表に記載された特別講習以外の授業をいい、以下「個別授業」という。また、集団授業と個別授業をまとめて「特別講習に係る授業」という。）にのみこれを適用します。
- 3 シミズ個別指導教室定型約款（以下、「定型約款」という。）と重複する規定については、特別約款の規定を優先して適用し、その他の条項については定型約款の例によります。

(料金の支払)

- 第2条 申込者は、集団授業について、講習契約書において区分に応じて金額が設定された別表1に掲げる「集団授業」の料金の欄に記載された料金（1回単価）に、特別講習に係る授業の受講回数をかけた金額を支払期限までに日本円で支払います。
- また、申込者と当教室との取り決めにより個別授業を受けた場合、講習契約書において区分に応じて金額が設定された別表1に掲げる「個別授業」の料金の欄に記載された料金（1回単価）に、当該授業の受講回数をかけた金額を支払期限までに日本円で支払います。
- 2 前項の各支払期限は、定型約款第3条第2項の規定を準用します。
- 3 第1項の料金は、消費税及び地方消費税を含みます。

(契約期間、中途解約等)

- 第3条 本特別約款に係る契約期間は、講習契約書に記載されている契約期間の初日から末日までとします。
- 2 当教室と契約を締結した後でも、特別講習に係る契約の中途解約はいつでも可能です。ただし、別に定める申込変更を認める期日以降の中途解約については、特定商取引法が定める範囲内で違約金を定めております。
- (1) 中途解約が役務提供開始前である場合 11,000円
- (2) 中途解約が役務提供開始後である場合 20,000円または本契約における解約日以後30日間（解約日を含む）に予定している授業の実施回数分の授業料相当額のいずれか低い額
- 3 特別講習に係る契約を中途解約する場合、支払期限は前条第2項に係る期限のうち直近の支払日に併せてお支払下さい。

(クーリングオフ)

- 第4条 クーリングオフは、特定商取引法の定める適用範囲外のため、適用対象ではありません。

(指導開始日等)

- 第5条 特別講習に係る学習指導の開始日は、契約期間の初日または初回受講日のいずれか早い方を初

日とし、所定の教室において学習指導がなされている限り現実の受講の有無を問わないものとします。

- 2 特別講習を行う日時及び回数は、当教室が申込者にお渡しする特別講習スケジュール表の通りとし、申込者生徒はこの特別講習スケジュール表に従い授業を受講しなければなりません。

(授業人数の変更)

- 第6条 当教室は、申込者生徒（講習契約書の「生徒氏名」）の欄に記載された者をいう。以下同じ。）に對し実施する集団授業の人数を1人以上かつ概ね7人以下の範囲において変更することができます。一方、個別授業は、1対1の授業です。
- 2 申込者は第1項による変更を拒むことはできないものとします。

(欠席等の連絡、欠席等の取扱い)

- 第7条 申込者及び申込者生徒（以下、「申込者等」という。）の事情により申込者生徒が特別講習に係る授業を欠席等した場合は、当該授業前日19時半までに欠席等の連絡があった場合に次の各号の通り取り扱います。なお、2回分で計算されている授業は1回あたりの料金に換算した上で適用します。

- (1)授業の実施回数が6回以上の場合 授業4回分までは請求が免除されます。
(1)授業の実施回数が4回以上6回以下の場合 授業3回分までは請求が免除されます。
(2)授業の実施回数が2回以上4回以下の場合 授業2回分までは請求が免除されます。
(3)授業の実施回数が3回以上20回以下の場合 授業1回分までは請求が免除されます。
(4)学校保健安全法に基づきインフルエンザ等で欠席が相当である場合 欠席すべき期間内の授業について請求が免除されます。
(5)前各号以外 請求の免除はありません。
- 2 申込者等の事情により申込者生徒が特別講習に係る授業を欠席等した場合、当該授業について、現実の受講の有無にかかわらず、元来の実施日時の到来をもって申込者は当該授業を受講したものとみなします。
- 3 当教室の事情または気象庁発表の特別警報及び暴風警報その他の天災等により当教室が休業する場合は、当該授業を実施しません。
また、この場合の当該授業は行われなかったものとして授業を実施した回数に含めません。

(値引きの適用除外、前受金の保全・割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項)

- 第8条 定型約款の規定による各種値引きは、特別講習に係る授業について、これを適用しません。
- 2 前受金を頂戴することはありませんので、前受金の一時保管措置はありません。
- 3 割賦販売法に基づく抗弁権の接続は、これはありません。

(購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量)

- 第9条 市販教材の購入は、個別対応により市販教材をご購入いただく場合を除き、原則ありません。

(その他)

- 第10条 講習契約書の提出が間に合わなくても口頭での合意内容に基づき受講することができますが、現実の受講の有無にかかわらず初回の授業日時の到来時点で特別講習約款の内容に同意したものとみなします。
- 2 第1条第2項に定める期間における契約者（当該生徒に係る定型約款に基づく契約を締結している者を言う）の申し出により、当該期間中の定型約款に規定される授業回数を増加させることは、これを承れません。